

高額療養費支給申請手続の簡素化のご案内

1 高額療養費支給申請手続の簡素化とは

これまで、高額療養費を申請するためには、申請月ごとに申請書を記入の上、病院や薬局の領収書を持参して、窓口で手続をする必要がありました。

今後は、簡素化申請手続をした世帯に対しては、毎月の手続不要で、発生した高額療養費を指定した口座に自動的に振り込むことができます。

2 簡素化申請手続について

同封の『国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申請書兼同意書』を役場住民課又は健康元気づくり館窓口に提出してください。

3 手続後の流れ

簡素化申請手続をした翌月以降、高額療養費が発生した場合は、指定した口座に自動的に振り込みます。

支給金額及び支給日は、支給決定通知書（ハガキ）でお知らせします。

4 簡素化の解除について

次の場合、簡素化が解除されます。解除後に再度簡素化を希望する場合は、あらためて簡素化申請手続をしてください。

- ① 指定口座に振込ができなくなった場合
- ② 世帯主や被保険者番号が変更になった場合
- ③ 簡素化の解除申請があった場合
- ④ 医療機関への一部負担金に未納があった場合

5 注意事項

① 簡素化申請手続の際には、簡素化申請書兼同意書の裏面に記載されている事項すべてに同意をしていただく必要があります。

② 下記の診療月分の高額療養費は、これまで同様、支給申請書と領収書を持参して窓口で手続をしていただく必要があります。

- ・すでに高額療養費支給申請書が送付された診療月分
- ・この案内と同時に送付された高額療養費支給申請書に記載された診療月分
- ・簡素化申請後に自宅に送付された高額療養費支給申請書に記載された診療月分

※手続のタイミングによって送付されることがあります。